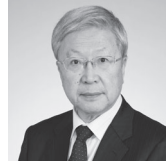


新・世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その四）



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

日本の第三回普遍的定期審査（UPR）は、二〇一七年一月一四日に行われた。報告者グループ（トロイカ）は、ベルギー、カタル、トゴで構成された。審査では、一〇六カ国が発言した。

先回取り上げたLGBTなどの性的指向または性自認を理由とする差別の問題については、第二回UPRでアルゼンチンが、「LGBTの個人を保護し社会に統合するため、また、性的指向またはジェンダー平等に基づく全ての差別的取扱いを排除するためのさらなる措置を検討すること」（八九項）を勧告していた。これを受けて、日本政府は、二〇一七年八月に提出した第三回日本政府

報告の中で、「我が国において、二〇〇四年七月に施行された『性同一性障害者の特例に関する法律（性同一性障害特別措置法）』は、二〇〇八年にその性別変更に必要な条件を緩和する法改正が行われた。法務省の人権擁護機関は、『性的指向』『性自認』に基づく差別を含む、様々な人権問題について、常設または特設の人権相談所を開設するとともに、性的マイノリティの人権が尊重されるよう各種人権啓発活動を実施している」と回答した。

また、同じく第二回UPRで、キューバから「いかなる理由に基づく差別とも闘い予防するための努力を継続すること」（六三項）、さらにチェコから「社会的身分、ジェンダー及び性的指向を含む包括的な理由に基づく差別的な規定を排除することを目的として国内法を見直すこと」（六五項）との勧告がなされていた。これに対して、日本政府は、第三回日本政府報告の中で、「あらゆる差別の予防や差別規定の排除（勧告六三、六五）に関し、我が国は、憲法第一四条一項において、『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会関係において差別されない』と定め、不合理な差別を禁止している。同条項を踏まえ、我が国は、雇用、教育、医

療、交通等国民生活に密接な関わりを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別の禁止が規定されている。その他の分野においても、法務省の人権擁護機関他関係省庁の指導、啓発を通じて差別の撤廃を図っている」(一一項)と回答した。

しかし、審査では、性的少数者に対する差別に関して、多くの国が発言した。大別して、人権啓発活動にとどまらない包括的な差別禁止法を求めるグループと差別撤廃のための措置を求めるグループがあった。前者の包括的な差別禁止法の制定を求める勧告を行った国としては、オランダ、ノルウェー、ドイツ、ホンジュラス、米国、アイルランド、オーストラリアが、後者の差別撤廃のための措置を求める国としては、メキシコ、ニュージーランド、スイス、カナダがいた。

前者の差別禁止法を求める勧告には、たとえば、米国の「LGBTIの人々の権利を保護及び促進する包括的な差別禁止法を実施すること」(七二項)がある。他方で、差別禁止法ではなく、差別に対する措置を講じる勧告する国としては、ニュージーランドの「性同一性障害特例法の改正を含め、性的指向及び性自認に基づく措置を講じること」(七〇項)といった勧告や、スイスの「性的指向に基づく差別の撤廃に関する前向きな進展を継続

し、国レベルで同性婚を承認すること」(七一項)といった勧告があった。

日本政府は、前者の米国などの勧告については、「留意する」との回答にとどめ、受け入れを意味する「フォローアップすることに同意する」とは回答しなかった。後者の勧告については、ニュージーランドの勧告については、「フォローアップすることに同意する」としたものの、スイスの勧告については、「部分的にフォローアップすることに同意する」とし、「国レベルで同性婚を承認することは、我が国の家族の在り方に重大な影響を与えることから慎重な検討を要する」と回答した。

たしかに審査において、日本代表団は、「日本は、性的指向及び性自認に基づく人権侵害は、許されるものではなく、差別を防止するための努力を継続していく」と回答したものの、勧告に対するこうした回答からは差別禁止法の制定に消極的な姿勢が窺える。前回紹介した超党派の議員による「LGBT理解増進法案」という議員立法の提案がなされたのも、こうした日本政府の態度が理由であると推測される。